

## 兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 ケアラーの早期発見、悩みの相談支援、福祉サービスの円滑なつながり等の具体的な支援方策を策定するため「兵庫県ケアラー支援に関する検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 早期発見・把握、悩みの相談支援に関する事。
- (2) 福祉サービスへの円滑なつながり、関係機関同士の連携に関する事。
- (3) 支援人材の育成に関する事。
- (4) 県や市町の役割分担・連携・支援体制に関する事。
- (5) その他、ケアラーへの支援方策の策定に必要な事項。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる12名以内の委員で組織する。

- 2 委員会に座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

- 2 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと座長が認める場合、座長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

## (謝金)

第5条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

## (旅費)

第6条 委員、又は座長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉局地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、兵庫県福祉部長が招集する。

別表（第3条関係）

ケアラー支援に関する検討委員会委員

氏名	所属・役職	備考
濱島 淑恵	大阪歯科大学医療保健学部教授	学識者
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授	
吉村 千波	神戸市福祉局高齢者支援担当部長	自治体
羽原 正	加古川市こども部家庭支援課長	
松端 由泰	兵庫県介護支援専門員協会会長	関係団体
安東 裕子	兵庫県民生委員児童委員連合会副会長	
荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会福祉支援部長	
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	福祉・教育
藤田 行敏	あすなろ相談支援事業所相談員 兵庫県精神福祉家族会連合会副会長	
黒光 さおり	尼崎市教育委員会事務局こども教育支援課 スクールソーシャルワーカー	
生安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長	行政
西田 健次郎	兵庫県教育次長	